

港 長 公 示 第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和8年7月22日

関 門 港 長



関門港下関区における航泊の禁止について

関門港下関区あるかぼーとにおいて、花火大会が行われるため、下記により船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が認めた船舶及び当該行事に従事する船舶並びに緊急用務船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期 間

令和8年7月30日（木）午後7時45分から午後9時30分までの間

ただし、午後9時30分以前に終了した場合は、安全が確認された時間までとする

2 区 域（航泊禁止区域略図参照）

下関市あるかぼーと東防波堤灯台から243度、10mの地点を中心とした半径110m以内の海域及び次の2点を結んだ線以北の陸岸により囲まれた海域

① 下関市あるかぼーと東防波堤灯台

（北緯33度57分18秒、東経130度56分39秒）

② 下関外浜町防波堤灯台

（北緯33度57分20秒、東経130度56分42秒）

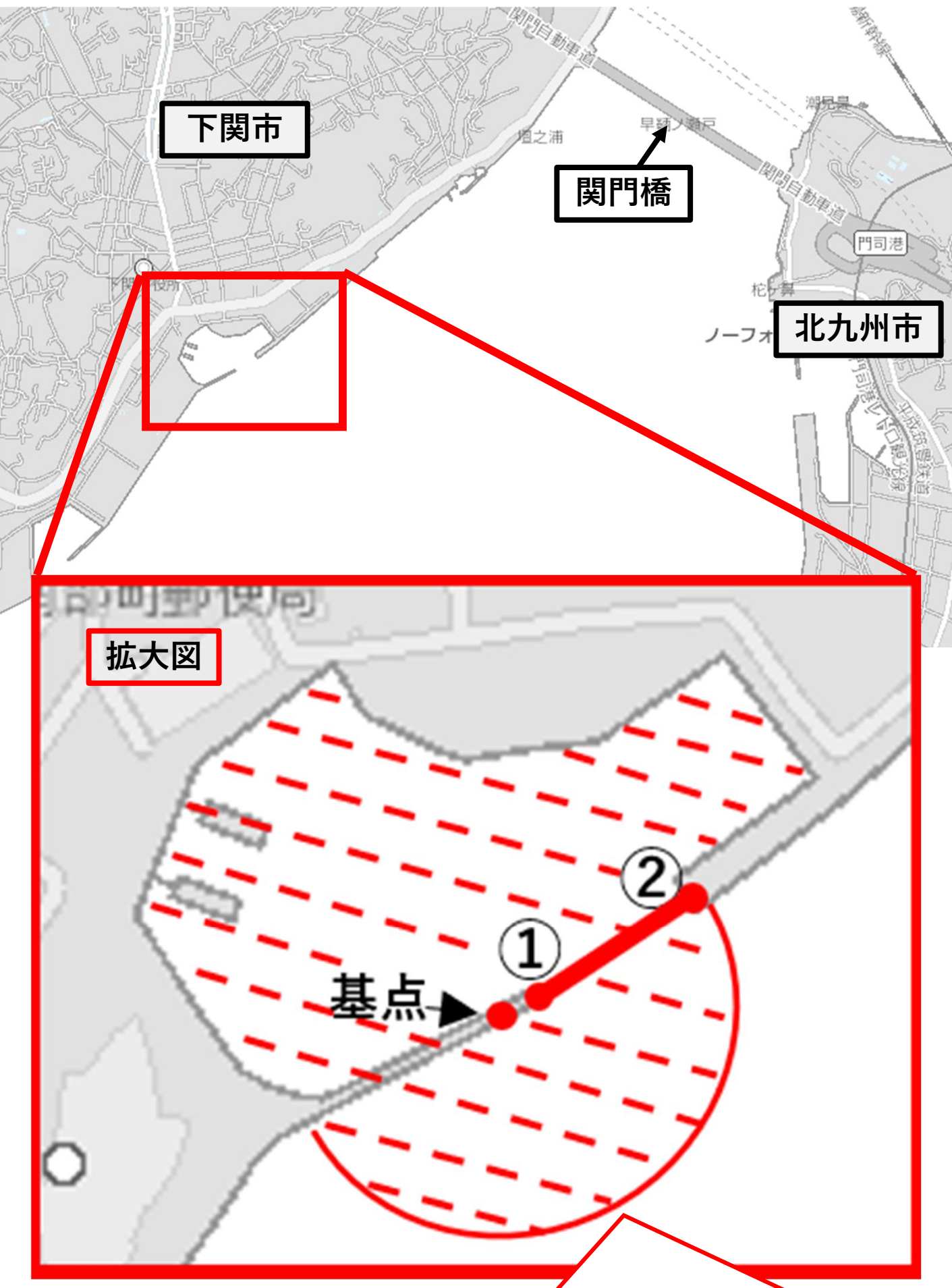
3 備 考

① 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船2隻が配備される。

② 航泊禁止区域を明示するために標識船2隻が配備される。

③ 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたることから、同船艇から指示があった場合はこれに従うこと。

航泊禁止区域略図



航泊禁止区域
基点【下関市あるかぼーと東防波堤灯台から243度、10mの地点】を中心とした半径110mの海域及び①と②を結んだ線以北の陸岸により囲まれた海域